

# 浜長保険センター安全だより

令和2年8月24日

浜長保険センター 第45号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



新型コロナウイルス感染防止のためのマスク着用などに加え、連日、猛暑続きの中、熱中症予防のため水分を補給するなど、「新たな日常」として、日々、細心の注意に心掛け健康でお過ごしのことと思います。



先日、テレビ番組(NHK)で「信号のない横断歩道で歩行者横断時の自動車の一時停止状況」の報道がありました。報道によると一時停止率は、全国平均17.1%、ベスト1位 長野県68.6% ワースト1位 三重県3.4%、止まらない理由について

① 停止しても対向車が停止しない ② 歩行者が渡るかどうか分からない ③ 停止すると追突されるおそれがあるなどの意見がありましたが、インタビューで分かったことは、「停止はマナーと思っていた」と交通ルールを理解していないドライバーがいました。報道は、「横断歩道を歩行者が横断しようとしているとき、**停止しないのは交通違反です。マナー違反ではありません。**」「歩行者があれば停止しましょう」が趣旨でした。

## ◆ 信号のない横断歩道で歩行者がいたら、歩行者優先で一時停止、横断歩道に近づいたら

1 明らかに歩行者がいない ⇒ そのままの速度で走行

2 歩行者がいるかも知れない ⇒ 横断歩道の直前で停止できる速度に減速して接近

※ 横断歩道手前に駐・停車車両があれば前が見えず、又対向車線が渋滞しているときは、横断歩道の右側が見えません。死角部分に歩行者がいるかも知れません。

3 横断中・横断しようとしている ⇒ 一時停止

(道路交通法第38条) 反則金 普通車9千円、点数2点

## ◆ 横断歩道の手前30メートル以内は、追越し禁止

横断歩道手前でバイクがバスを追越して、横断中の歩行者を跳ねる事故があります。

(道路交通法第30条) 反則金 普通車9千円 点数2点



## Q 高速道路でガソリンが切れ、路肩などに停止した場合、違反になるのか？

A ガソリン切れで路肩に停止することは、例外で違反に該当しませんが、ガソリン切れは、高速道路等を走行するとき、あらかじめ燃料切れ等がないよう点検義務がありますので、それを怠った運転者は遵守事項違反(道路交通法第75条10)に触れます。反則金 普通車9千円、点数2点

## Q ガソリン切れによる路肩停止が違反にならないのは、どんな理由か？

A 「自動車は、高速自動車国道等において、警察官の命令や危険を防止するため、一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。」(道路交通法第75条の8)と定められています。ただし、次の場合は例外として停止、又は駐車が認められています。

① パーキング・エリア、サービス・エリア等に停止し、駐車するとき

② **故障その他の理由**により停車し、又は駐車することがやむを得ない場合において**停車又は駐車のため十分な幅員がある路肩又は路側帯に停車し、又は駐車するとき**(※十分な幅員とは、本線車道に車体のはみ出さない程度)

「**その他の理由**」として、ガソリン切れ、ラジエーターの水切れ、エンジンの過熱(オイル切れ)、降雪時のワイパー作動不良などはやむを得ない場合に当たる。(昭和49年11月5日高松高裁) 停車するときは、停止表示器材の表示義務があります。(道路交通法第75条の11)

